

令和5年度  
水道水における有機フッ素化合物の  
評価及び取り扱いに関する要望書

桑名市

令和5年11月9日

水水第 150 号  
令和 5 年 11 月 9 日

桑名市長 伊藤 徳宇

## 要 望 書

平素は桑名市の上水道事業につきまして、多大なご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、ここ数年全国各地において、水道水における有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が暫定目標値を超えて検出される事例が次々と明らかになってきており、その範囲は全国的な拡がりを見せています。報道が当該物質による健康被害の可能性を指摘していることの影響等もあって、本件への国民の関心は非常に高いものとなっています。

このような中、本市においても上水道の給水栓から暫定目標値を超過した有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が令和 2 年度以降の検査で検出されていたことが先般の水道統計で公表され、これが報道等で大きく取りあげられたことにより、市民から多くの不安の声が寄せられているところです。

現在、本市では、既に本件上水道の水源として使用していた井戸を停止し、別の水源を用いて、当該物質の検出が認められない水道水を供給していますが、未だ市民の不安は払拭できておらず、市に何らかの対応を求める声も寄せられています。

こうした状況をご勘案いただき、以下の事項について格段のご高配を賜りますよう切に要望いたします。

## 1 . 人の健康に及ぼす影響等の評価について

水道水に含まれる有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について、現状といたしましては、国において暫定目標値は定められているものの、健康に影響を及ぼす正確なばく露量等やそれに伴う具体的な健康被害の可能性は示されておらず、当該物質に対する国の健康リスク評価は、現在のところ確定していないものと認識しています。

一方で、報道等においては、発がん性など、当該物質が含まれた水道水が健康に及ぼす影響を指摘する声が前面に立っており、このような曖昧な評価が、住民の不安を一層掻き立てる要因となっているものと考えられます。

過去に当該物質が暫定目標値を超えて含まれていた水道水を一部地域に供給していた本市においても、当時、その水道水を飲用していた住民から健康への影響を問う声が寄せられておりますが、正確な情報が示されていないため、住民に心から安心いただける情報を提供することができず、住民の不安を払拭できていないのが実状です。

以上のことから、最新の科学的知見の集積、国内での検出状況などを踏まえ、国としての見解等を早期に確定していただき、これを国民に対して分かりやすく示していただくよう要望します。

また、その結果、人への健康影響等が懸念されることとなった場合には、その対策等もあわせて検討し、情報提供及び必要な支援策を示されることを重ねて要望いたします。

## 2 . 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の取り扱いの明確化について

当該物質は水道水における「水質管理目標設定項目」に位置付けられておりますが、全国の調査状況を見ると、水道統計における水質検査地点が約9,500地点ある中で、当該物質の水質検査を行っているの

は、令和2年度で589地点、令和3年度で1,247地点のみとなっています。

このように、当該物質の検査や公表などの取り扱い基準が明確化されておらず、現在は、自律的に検査して暫定目標値を超過したことを公表した自治体に過度な負担が生じているというのが実情です。

以上のことから、前の要望にもあるとおり、当該物質の評価が定まらず、暫定的な目標値しか示されていない現状を鑑み、国における当該物質に関する検査や公表のあり方などの取り扱いを明確化し、公正な情報提供がなされるよう改めることを要望いたします。

その上で、国が主導して当該物質にかかる統一的な全国調査を実施するなど、当該物質の分布状況などを把握し、明らかにされることを要望いたします。